【商品概要説明書】

定期積金「ぬましん熊本復興応援定期積金」

令和 8 年 10 月 27 日

販売対象		・個人、法人
期間		・5 年
払込	⑴ 払込方法	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
	⑵ 預入金額	・20,000 円以上
	⑶ 預入単位	・1,000 円単位
募集総額		・30 億円 ・当金庫が販売する「ぬましん熊本復興応援定期積金」の募集総額の 0.25%に当たる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から寄附します。 ・ご契約者には、寄附金のご負担はありません。 ・募集総額とは、当金庫が販売する定期積金の掛金総額（給付補填金は含みません。）の合計です。
払戻方法		・満期日以降に一括して給付契約金を払戻します。
利息 (給付補填金)	⑴ 適用金利	・固定金利 ・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
	⑵給付補填金の支払い方法	・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。
	⑶ 計算方法	・給付補填金は付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金		・個人の給付補填金には 20% （国税 15%、地方税 5%） の税金がかかります。ただし、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までに受け取る給付補填金については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません。) なお、法人の場合は地方税は課税されません。
付加できる特約事項		・普通預金等からの自動振替による受入ができます。同時に満期自動解約入金も付加できます。なお、初回の払込みを含めて全ての払込みは、同一取引店舗の本人名義口座振替のみとします。
中途解約時の取扱		・満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。
金利情報の入手方法		・金利は当金庫ホームページをご覧いただくか、窓口へお問い合わせください。
その他参考となる事項		・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1 年を365 日とする日割計算)の割合により遅延利息をいただきます。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその給付補填金が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、無利息型普通預金および別段預金の一部）を除くすべての預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)

沼津信用金庫

※本商品は当金庫の定期積金(スーパー積金)規定が適用されます。